

介護保険制度で定められた以外の在宅福祉サービス

市では、介護保険以外にも高齢者等の生活を支援するため、在宅福祉サービスを実施しています。

サービスの利用方法など詳しいことは市役所本庁・最寄りの各支所・行政サービスセンターの担当窓口（裏表紙参照）または地域包括支援センター・在宅介護支援センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

サービス名	内 容	対象者・回数・条件等	利用料等																							
外出支援サービス	一般の交通機関の利用が困難な方がリフト付きタクシー等を利用された場合に、乗車料の一部を助成します。 福祉タクシー助成事業との併用はできません。	・ 要介護4または5の認定を受けた寝たきりまたは車いす等でないと移動が困難な方 ・ 身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹不自由）の交付を受けた方 ・ 人工透析を受けている方 ・ 年間24回	乗車料に応じた助成率で乗車料の一部を助成します。 <table><tr><th rowspan="2">利用金額</th><th colspan="2">助成率</th></tr><tr><th>課税世帯</th><th>非課税世帯</th></tr><tr><td>6,000円以下</td><td>35%</td><td>40%</td></tr><tr><td>6,001円～ 8,000円</td><td>50%</td><td>55%</td></tr><tr><td>8,001円～10,000円</td><td>60%</td><td>65%</td></tr><tr><td>10,001円～14,000円</td><td>65%</td><td>70%</td></tr><tr><td>14,001円以上</td><td>70%</td><td>75%</td></tr><tr><td>助成限度額</td><td>11,300円</td><td>12,100円</td></tr></table> ※「課税世帯」…利用者が属する世帯が市民税課税の世帯。 ※「非課税世帯」…利用者が属する世帯が市民税非課税の世帯。	利用金額	助成率		課税世帯	非課税世帯	6,000円以下	35%	40%	6,001円～ 8,000円	50%	55%	8,001円～10,000円	60%	65%	10,001円～14,000円	65%	70%	14,001円以上	70%	75%	助成限度額	11,300円	12,100円
利用金額	助成率																									
	課税世帯	非課税世帯																								
6,000円以下	35%	40%																								
6,001円～ 8,000円	50%	55%																								
8,001円～10,000円	60%	65%																								
10,001円～14,000円	65%	70%																								
14,001円以上	70%	75%																								
助成限度額	11,300円	12,100円																								
寝具洗濯サービス	掛け布団・敷き布団・毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。	・ 65歳以上の要介護1～5の認定を受けた高齢者または身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方だけの世帯であって、寝具類の衛生管理が困難な方 ・ 年間2回実施します。	無 料																							
配 食サービス	高齢者等の食生活に配慮した食事を宅配するとともに安否確認を行います。	・ 65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯または身体障がい者の方で自立支援の観点からサービスの必要があると認められる方等 ・ 週2回（地域によって曜日・時間帯などが異なります。）	1食あたり 弁 当…400円 おかずのみ…300円																							
高齢者等日常生活用品給付	電磁調理器・人感センサーの給付を行います。	〈電磁調理器〉65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮の必要な方 〈人感センサー〉徘徊の見られる認知症の高齢者等を介護している同居の家族の方 ※対象となる人感センサー ・ 玄関等で人の出入りを感じ取るセンサー付きライト ・ 玄関等で人の出入りを感じし、音を鳴らすもの	市民税非課税世帯・生活保護世帯：全額 市民税課税世帯：購入金額の1/2（給付上限額） 電 磁 調 理 器：25,000円 人 感 セ ン サ ー：15,000円 （ただし、給付上限額を超えた分は自己負担となります。）																							

サービス名	内 容	対象者・回数・条件等	利用料等
介護用品 支給	高齢者等を介護している家族の方に介護用品の支給を行います。	・要介護4または5の認定を受けた在宅の高齢者等を介護している家族の方 (ただし、要介護者が特別養護老人ホーム等に入所している場合は対象となりません。)	助成限度額 市民税非課税世帯 1月あたり6,000円 市民税課税世帯 1月あたり3,000円
介護手当 支給	寝たきりや認知症の高齢者等を在宅で介護している家族の方に介護手当の支給を行います。	・65歳以上で寝たきりまたは認知症の状態が6か月以上続いている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた寝たきりの方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 (ただし、要介護者が特別障害者手当等の受給者または施設等に入所している場合は対象となりません。)	1月あたり5,000円 (9月・3月に支給します。)
徘徊高齢者等 家族支援 サービス	徘徊 はいかい のみられる高齢者等を介護している家族の方に位置が確認できる発信機等を貸与します。	徘徊 はいかい のみられる高齢者等を介護している家族の方	1月あたり400円 (生活保護世帯については、無料になります。)
高齢者・ 障害者向け 住宅整備	高齢者等や障がい者の身体状況に適するように住宅の改造等をする場合に費用の一部の補助を行います。 (介護保険又は障害者の住宅改修制度と合わせて利用することができます。)	・おおむね65歳以上で要支援・要介護の認定を受けている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 (ただし、世帯全員の前年の収入合計が600万円以上の場合は対象となりません。)	補助対象限度額 高齢者 30万円 障がい者 50万円 (障害者の制度を利用する場合は30万円となります。) 〔補助率〕 所得税課税世帯 50% 所得税非課税世帯 75% 生活保護世帯 100%
緊急通報 サービス	緊急通報装置をレンタルし、緊急ボタンを押すことにより、緊急通報することができます。	・身体上・環境上の理由から日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らし重度身体障がい者の方	1月あたり200円 (生活保護世帯については、無料になります。)
高齢者生活 支援サービス 事業	日常生活の中で援助が必要な高齢者に簡易な日常生活の援助を行います。	・在宅で生活する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、援助が必要な方 ・年間12回	サービス利用料の半額(上限2,000円)を助成します。 (材料費等は全額自己負担となります。)
軽・中等度 難聴者 補聴器購入 助成事業	身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴者のコミュニケーション能力の向上を目的として補聴器購入の補助をします。	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方で、次に該当する方 ①18歳以上で両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方 ②補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について、一定の効果があると医師が判断する方	生活保護世帯・市民税非課税世帯 補聴器購入費の額 (上限：50,000円) 市民税課税世帯 購入費の額の1/2 (上限：25,000円)